

鳥羽市定住促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に所在する空き家の有効活用及び流通促進を図るとともに、人口減少が続く本市への定住促進を目的に、本市で空き家を取得し定住する方を支援するため、鳥羽市補助金等交付規則（昭和49年規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、鳥羽市定住促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める。

- (1) 定住 本市の住民基本台帳に記録し、かつ、その生活基盤を専ら市内に置き、自ら所有する住宅に本市の住民として5年以上居住することをいう。
- (2) 空き家 本市に所在する居住用建築物であつて、現に1年以上居住又は使用がなく、かつ、今後も従前の用途に供される見込みのないものをいう。
- (3) 改築 空き家の主要構造部（柱・床・はり・屋根・階段）を含む大規模な改修工事、又は当該空き家を除却した上で同一敷地内に居住用建築物を新築する建て替え工事をいう。
- (4) リフォーム 空き家の内外装、設備等の更新又は修繕を行う工事で、改築に該当しないものをいう。

(補助金対象事業)

第3条 補助金対象事業は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 空き家改築 空き家を取得してから1年を経過していないもので、居住を目的に当該空き家の改築する工事
- (2) 空き家リフォーム 空き家を取得してから1年を経過していないもので、居住を目的に当該空き家のリフォームする工事

(交付対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 本市への定住を目的に申請日から遡って1年以内に売買契約又は譲渡により空き家取得をした者とする。ただし、空き家の売買又は譲渡の相手方が、

申請者の3親等以内の親族でないこと。

(2) 当該年度3月31日までの間に前条の対象事業を完了し、住所として住民基本台帳に記録されていること。

(3) 補助金の申請時において、本人又は対象住宅に居住する者のいずれかが満50歳以下であること。

(4) 補助金申請時において、申請者及びその世帯に属する世帯員並びに対象住宅に居住を予定する者に市に納付すべき市税並びに使用料及び手数料その他市に対する債務に滞納がないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次のとおりとする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 空き家改築 補助対象経費の2分の1 (上限40万円)

(2) 空き家リフォーム 補助対象経費の3分の2 (上限15万円)

(補助金の交付申請)

第6条 補助を受けようとする者は、規則第3条第1項の補助金等交付申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 鳥羽市定住促進事業計画書 (様式第1号)

(2) 空き家の所有者が確認できる書類 (不動産登記事項証明書 (全部事項証明書) の写し又は空き家売買契約書の写し等)

(3) 事業に係る見積書の写し及び収支予算書

(4) 市税等納入状況及び対象住宅に係る課税資料確認承諾書 (様式第2号)

(5) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第7条 補助事業が完了したときは、その日から30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則第10条の補助事業等実績報告書に、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 鳥羽市定住促進事業実績書 (様式第3号)

(2) 収支決算書

- (3) 住民票謄本（世帯員全員のもの）
- (4) 補助対象経費に係る領収書又は支出を証する書類の写し
- (5) 不動産登記事項証明書（全部事項証明書）の写し
- (6) 事業完了写真
- (7) その他市長が必要と認める書類
（現地確認）

第8条 市長は、対象事業を適正に執行するため、関係職員により状況を施工の現場において確認することができる。

2 市長は、対象空き家が実際に空き家であるかを確認するため、水道の使用状況を確認することができる。

（補助金の返還）

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部を返還させることができる。ただし、病気、転勤、災害その他市長がやむを得ないと認める特別の事情があるときは、この限りでない。

- (1) 第2条第1号に規定する定住の期間に満たない期間内に市外へ転出したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。